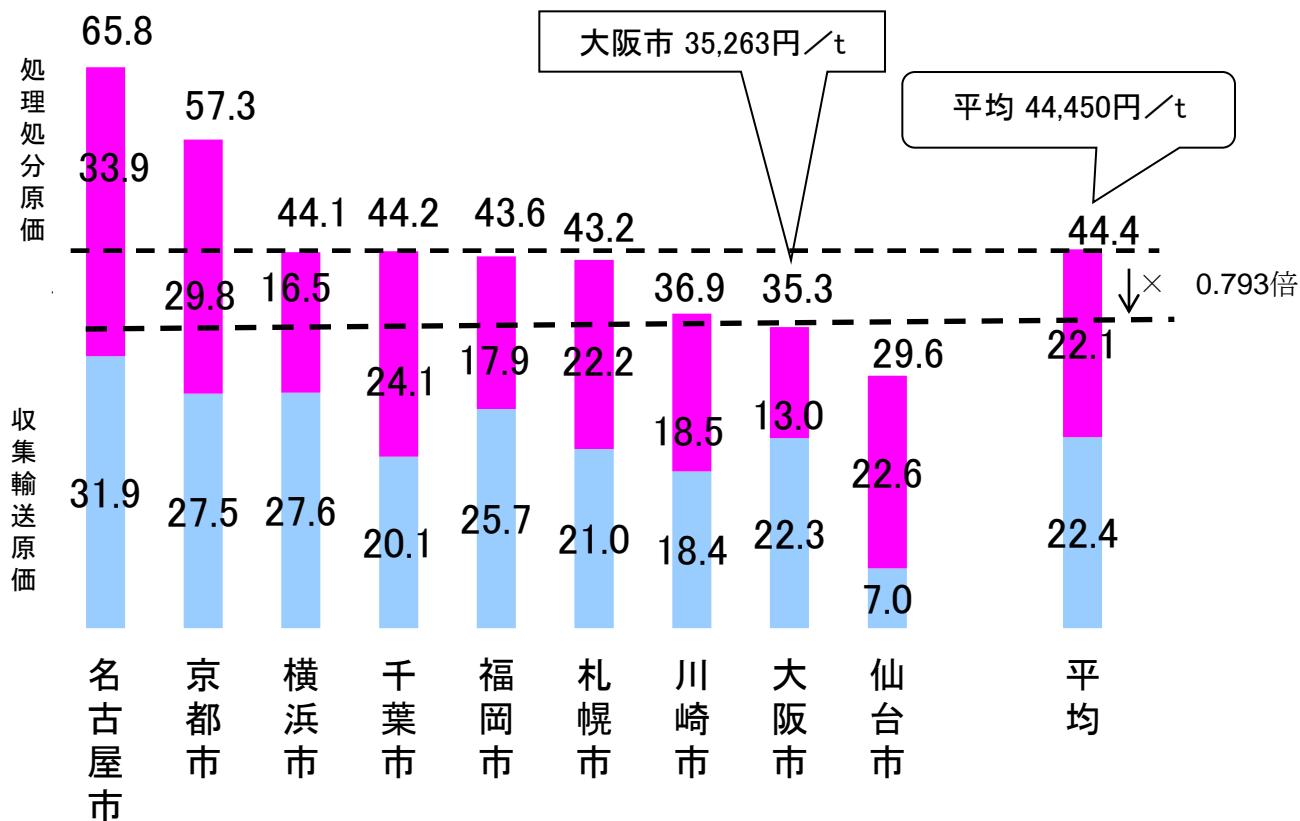


## II-6 ごみ処理原価の比較

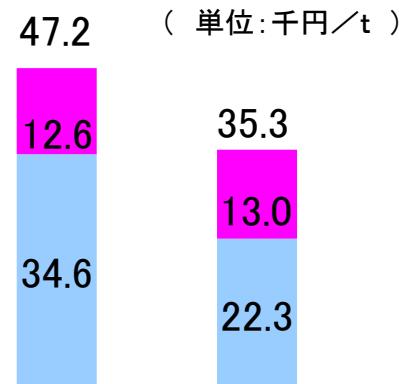
### (1) ごみ処理総合原価比較(2010年度)

ごみ処理全体のコストは、平均よりやや低くなっている。

( 単位:千円/t )



大阪市「ごみ処理原価  
総合原価の推移」



2002年度 2010年度

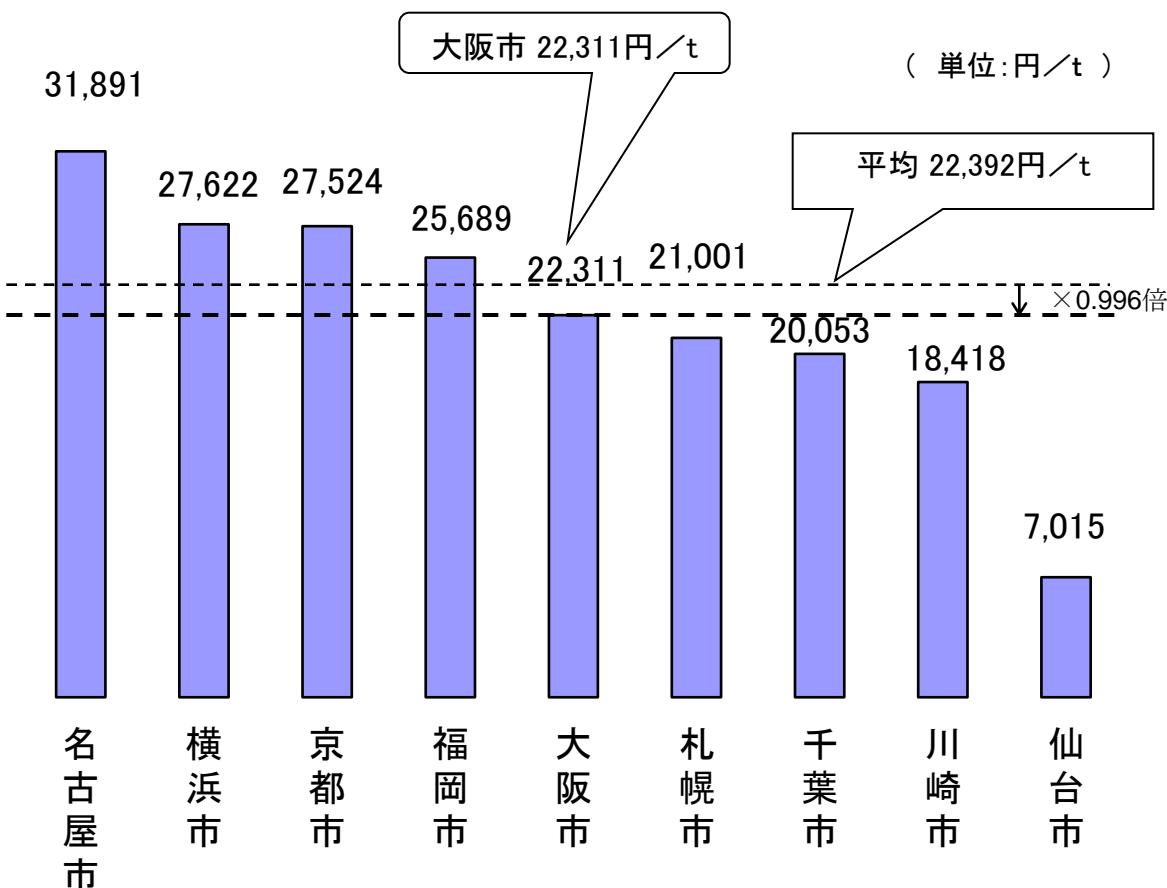
※ 都市により原価の算出対象となるごみの区分が異なることや、ごみ処理コストの分析方法が異なることから単純に比較できない。

【大阪市のごみ処理原価の構成要素】  
人件費、物件費、減価償却費、  
公債利子、管理部門経費、  
控除費

資料:各都市HP・事業概要から大阪市環境局作成。札幌市・横浜市・川崎市・名古屋市・京都市・福岡市は2009年度実績。

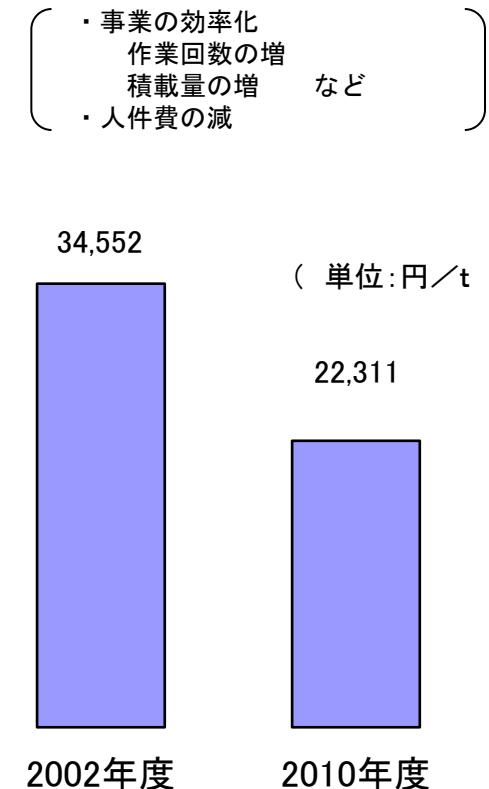
## (2) 収集・輸送の原価比較（2010年度）

大阪市では、他都市と比較して、収集輸送原価はほぼ平均並みである。



※ 都市により原価の算出対象となるごみの区分が異なることや、ごみ処理コストの分析方法が異なることから単純に比較できない。

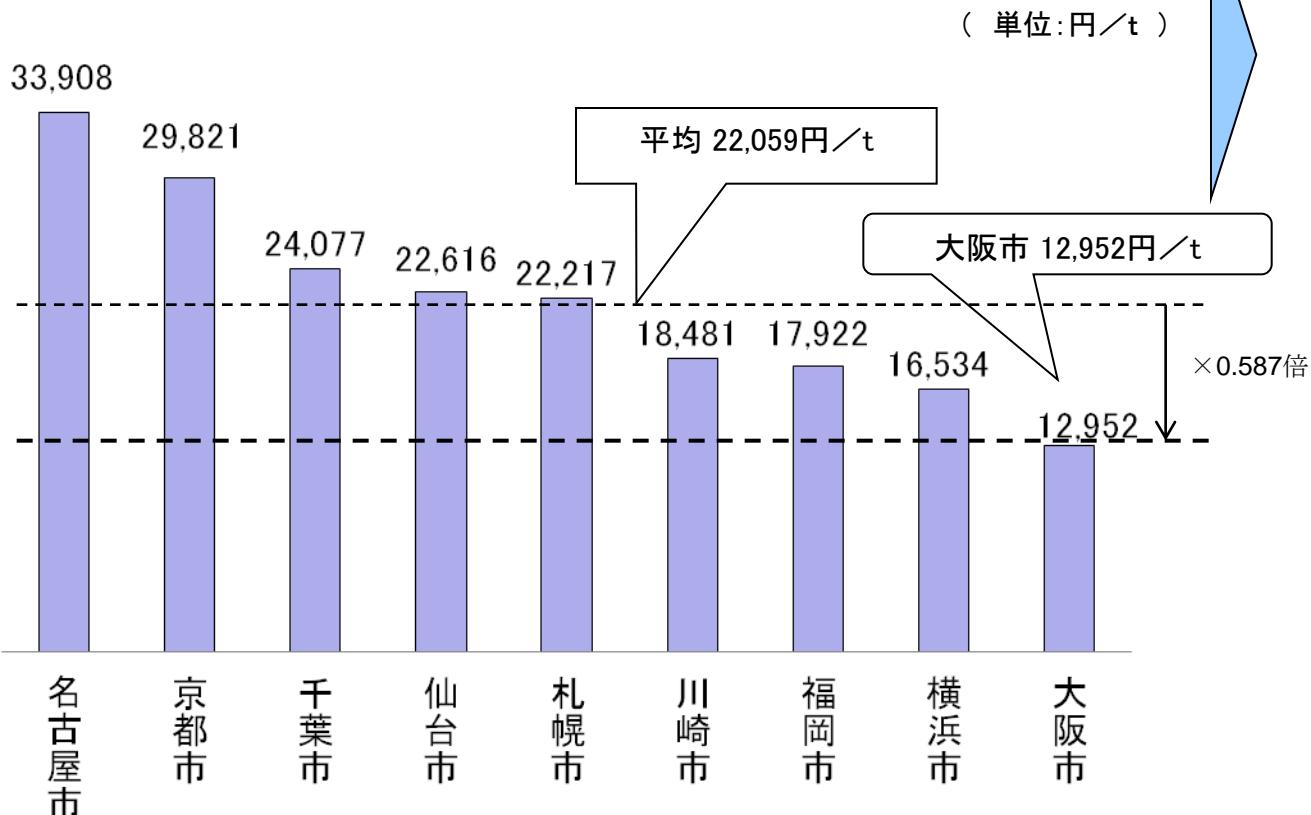
大阪市収集・輸送の原価推移



【大阪市のごみ処理原価の構成要素】  
人件費、物件費、減価償却費、  
公債利子、管理部門経費、  
控除費

### (3) 処理・処分の原価比較（2010年度）

大阪市では、他都市と比較して、処理処分原価は低い。

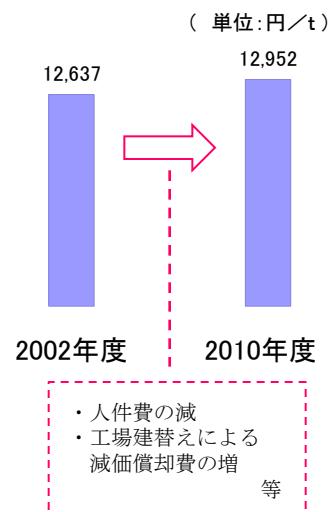


・大阪市は比較的原価が低い

〔考えられる要因〕

- ・埋立処分にかかる経費が低い。

大阪市処理・処分の原価推移



※ 都市により原価の算出対象となるごみの区分が異なることや、ごみ処理コストの分析方法が異なることから単純に比較できない。

資料:各都市HP・事業概要から大阪市環境局作成。札幌市・横浜市・川崎市・名古屋市・京都市・福岡市は2009年度実績。

【大阪市のごみ処理原価の構成要素】  
 人件費、物件費、減価償却費、  
 公債利子、管理部門経費、  
 控除費

## II-7 横浜市・名古屋市・大阪市のごみ分別状況

分別収集の品目を比較すると、「紙類」等の分別収集を実施することで、他の政令指定都市と同程度となる。

### 横浜市

分別	品目
	燃やすごみ
	燃えないごみ
	スプレー缶
	粗大ごみ
缶・びん・ ペットボトル	缶
	びん
	ペットボトル
	小さな金属類
	プラスチック製容器包装
	古布
古紙	紙パック
	新聞
	雑誌・その他の紙
	段ボール
	乾電池

10分別15品目

※1.分別収集品目と重複する拠点回収品目（古紙類等）は除く  
※2.2011年10月現在の分別状況

### 名古屋市

分別	品目
	可燃ごみ
	不燃ごみ
	発火性危険物（スプレー缶等）
	粗大ごみ
	空き缶
	空きびん
	ペットボトル
	プラスチック製容器包装
<b>紙製容器包装</b>	
拠点回収	紙パック

10分別10品目

※1.拠点回収のペットボトルは除く  
※2.2011年10月現在の分別状況

### 大阪市

分別	品目
	普通ごみ
	小物金属類
	粗大ごみ
資源ごみ	かん
	びん
	ペットボトル
	金属製生活用品
<b>容器包装プラスチック</b>	
拠点回収	紙パック
	乾電池
	蛍光灯
	水銀体温計
	マタニティウェア等
<b>古 布</b>	
<b>古 紙</b>	

6分別13品目

8分別15品目

※1.小物金属類は、2011年10月から一部地域でテスト実施  
※2.古紙類については、現在のところ「資源集団回収活動の活性化」  
により、対応することとしている  
※3.「8分別15品目」は2011年10月現在の分別状況に「古布」「古  
紙」を追加したもの

## II-8 民間委託の拡大～委託先における雇用形態・給与形態等(1)

委託先では、様々な雇用形態、給与形態がとられている。

都市名	区分	契約		委託先	雇用形態	給与形態	備考 (契約方式の特徴点等)				
		方法									
		入札	隨意								
大阪市	粗大ごみ	○		1年 6カ月	大阪市一般廃棄物 収集運搬許可業者	正社員、 非正社員 様々	それぞれに による	・年限の理由：試行のため			
札幌市	家庭ごみ		○	1年	従前より札幌市の 業務を請け負ったこ とがある者	正社員、 非正社員 様々	それぞれに による				
仙台市	家庭ごみ		○	1年	一般廃棄物収集運 搬の行政委託をさ れている者	正社員、 非正社員 様々	それぞれに による	・政令市移行（1989年）後、直営収集地域 (旧仙台市)についても段階的に民間に委 託（1999～2005年度）し、全市の収集を委 託した。当該地域の委託初年度は一般競争 入札を行ったが、次年度以降は同じ事業者 に継続して委託。 ・公法上の契約、市の定める基準 ・年限の理由：会計年度			
千葉市	可燃ごみ、資源ごみ等		○	1年	従前より千葉市の 業務を請け負ったこ とがある者	正社員、 非正社員 様々	それぞれに による	・同じ事業者に継続して委託 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 令第4条 ・年限の理由：会計年度			
川崎市	空きびん、粗大ごみ、 プラスチック製容器 包装、ミックスペー パー	○		3年	川崎市一般廃棄物 収集運搬許可業者	正社員、 非正社員 様々	それぞれに による	・初めて分別収集を実施するプラスチック 製容器包装及び全市実施となるミックス ペーパーの契約は2年1カ月			
横浜市	家庭ごみ(※1)	○		1年	横浜市一般廃棄物 収集運搬許可業者	正社員、 非正社員 様々	それぞれに による				
	粗大ごみ	○	○*	1年	横浜市一般廃棄物 収集運搬許可業者。 *は(財)横浜市資 源循環公社	正社員、 非正社員 様々	それぞれに による。公社 は月給制及 び時給制。	・*地方自治法施行令第167条の2第2項			

※1・・・横浜市の家庭ごみ収集委託は、ごみの品目や行政区によって多様に委託がされているため、粗大ごみ以外を家庭ごみとした。

## II-8 民間委託の拡大～委託先における雇用形態・給与形態等(2)

都市名	区分	契約		委託先	雇用形態	給与形態	備考 (契約方式の特徴点等)				
		方法									
		入札	随意								
名古屋市	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装(※2)	○		5年	名古屋市内で一般廃棄物の収集運搬を行っている者で、3年以上の経験を有する者	1車両3名のうち2名以上が常勤の正職員	それぞれによる	・年限の理由：業務の安定化 ・プラスチック製容器包装については、契約変更を行い2011年4月から分別収集を追加			
	資源物(※2)		○	1年	(財)名古屋市リサイクル推進公社	有期雇用ほか	月給制	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項、第2項 ・年限の理由：廃止に向け車両数が毎年度変動するため1年契約としている			
京都市	燃やすごみ等(※3)	○		5年 6ヶ月	市町村から一般廃棄物の収集運搬を委託されている者	正社員、非正社員様々	それぞれによる	・年限の理由：調達車両の減価償却期間をみていく			
	大型ごみ		○	1年	従前より京都市の業務を請け負ったことがある者	正社員、非正社員様々	それぞれによる	・同じ事業者に継続して委託 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条 ・年限の理由：会計年度			
神戸市	—							・委託はない			
広島市	家庭ごみ	○		1年	広島市一般廃棄物収集運搬許可業者	正社員、非正社員様々	それぞれによる				
北九州市	家庭ごみ、かん・びん・ペットボトル		○	1年	従前より北九州市の業務を請け負ったことがある者及び(財)北九州市環境整備協会	正社員、非正社員様々	それぞれによる。協会は月給制及び日給制。	・同じ事業者に継続して委託 ・家庭ごみの収集割合は直営3：協会4：委託3 ・公法上の契約、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条 ・年限の理由：条例による			
福岡市	家庭ごみ		○	1年	従前より福岡市の業務を請け負ったことがある者及び(財)ふくおか環境財団	正社員、非正社員様々	それぞれによる。財団は月給制及び日給制。	・同じ事業者に継続して委託 ・地域ごとに民間事業者と財団が収集を行っている ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条 ・年限の理由：長期継続契約案件にあてはまらないため			

※2… 名古屋市の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装については、中区のごみ収集運搬業務委託。資源物は、空き缶、空きびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装等。空き缶、空きびんの一部の収集運搬については別に社会福祉法人への委託がある。なお、(財)名古屋市リサイクル推進公社は2012年度末で廃止予定。

※3… 京都市の燃やすごみ等は、東山区、下京区、南区、伏見区内の指定する場所の燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装ごみについて記載。なお、同市では、2014年度以降は、全て新契約方式に移行予定。

資料：ホームページ等から大阪市環境局作成

## Ⅱ－9 政令指定都市における委託手法(2011年度)

政令指令都市における委託手法は次のとおりである。

政令市	委託工場数	内訳【委託先】				内訳【委託開始時期】				内訳【契約手法】			
		プラントメーカー関連		プラントメーカー関連以外		竣工時～	直営⇒委託			随意		入札	
		運転	全面	運転	全面		工場数	工場数	開始年度	移行理由	工場数	契約年数	工場数
仙台市	2	2				2	－			2	1年	－	－
新潟市	3	2	1			1	2	1998年度 2009年度	職員不足 経費節減	3	1年	－	－
さいたま市	3	2		1		3	－			2	1年	1	1年
千葉市	3	1	2			2	1	2007年度	経費節減	1	1年	2	15年,20年
静岡市	2	－	2			2	－			2	1年	－	－
浜松市	3	1	1	1		2	1	2002年度	経費節減	1	1年	2	3年,15年
名古屋市	2	1	1			2	－			1	1年	1	20年
堺市	2	－		2		－	2	1996年度 2003年度	経費節減	1	1年	1	5年
岡山市	2	－	2			2	－			2	1年	－	－
広島市	4	3		1		4	－			－	－	4	1年,3年,15年
北九州市	3	3				3	－			3	1年	－	－
福岡市	4	3			1	4	－			3	1年	1	25年

## II – 10 焼却工場の建設運営にかかる民間活用事例(プラントメーカー以外)

政令市において、プラントメーカー以外で実施している事例は次のとおりである。

政令市名	工場名	委託先	委託先の会社概要 (各会社のHPより抜粋)
さいたま市	クリーンセンター大崎第1工場 規模：150t／日 × 2炉 竣工：1978.9、1982.10 施工者：タクマ 発電機出力：ボイラなし	テスコ(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ごみ焼却プラントならびに付帯設備の運転維持管理業務</li> <li>②上・下水道処理施設・水処理施設等の運転維持管理業務</li> <li>③廃棄物処理施設・水処理施設の定期整備(オーバーホール)</li> <li>④工事・改造・修繕工事 焼却灰処理に関わる業務</li> <li>⑤各種ビルディング、病院、学校、ホテル等の設備管理・環境衛生管理および清掃、警備業務等の受託</li> <li>⑥マンション管理業務 ホテルの客室管理業務等の受託</li> <li>⑦制御系・オープン系ソフトウェアの開発</li> <li>⑧電力・水処理・昇降機システムに関する制御機器の設計および試験 ソフトウェア技術者的人材派遣</li> <li>⑨海外各種プラント(海水淡化、火力発電ほか)の運転維持管理の受託</li> </ul>
浜松市	浜北清掃センター 規模：90t／日 × 1炉 竣工：1986.3 施工者：JFE 発電機出力：ボイラなし	アイテック(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①上下水道施設の保守・運転維持管理</li> <li>②ごみ焼却施設等の保守・運転維持管理</li> <li>③高速道路の管理・管制、保守点検</li> <li>④水力・火力発電所の運転維持管理</li> <li>⑤河川・ダム施設の維持管理</li> <li>⑥プラント施設の補修、工事等</li> <li>⑦民間及び官公庁大型プラントの設計、保守・運転・維持管理等総合的な技術請負</li> </ul>
広島市	南工場 規模：150t／日 × 2炉 竣工：1988.5 施工者：三菱重工業 発電機出力：1,400kW	テスコ(株)	上記のとおり
堺市	東工場 第一工場 規模：150t／日 × 2炉 竣工：1977.3 施工者：日立造船 発電機出力：ボイラなし	泉都興業(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①建設業(上下水道、河川・港湾、造成・解体等)</li> <li>②一般廃棄物収集運搬業</li> <li>③清掃工場の維持管理業</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
	南工場 規模：150t／日 × 3炉 竣工：1973.3 施工者：川崎重工業 発電機出力：ボイラなし	(株)シンキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>①環境プラントの運転、保守業</li> <li>②陸上機関、ボイラー、高速回転機械(プロワ)等の保守整備や、各種プラント機器の据え付け工事業</li> <li>③空調、電気、消防設備等のビルメンテナンス業</li> <li>④船舶部品や生ごみ処理機等の販売業</li> </ul>